平成２３年（フ）第９３号
埼玉県川越市寿町１丁目2272番地３
破産者　塚本　隆二
１　決定年月日　平成23年７月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第２４７号
埼玉県坂戸市東坂戸２丁目43番401号
破産者　本間　正良
１　決定年月日　平成23年７月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第２６４号
埼玉県狭山市大字上奥富1096番地
破産者　武田　四郎
１　決定年月日　平成23年７月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第２９１号
埼玉県狭山市狭山台１丁目13番地の５　403
破産者　佐藤　吉雄
１　決定年月日　平成23年７月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第２９２号
埼玉県狭山市狭山台１丁目13番地の５　403
破産者　佐藤　育子
１　決定年月日　平成23年７月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第１３９４号
北九州市門司区柳町４丁目13番30号
破産者　平原　勝行
１　決定年月日　平成23年７月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第６７号
北九州市門司区柳町４丁目11番７号
破産者　藤田　浩司
１　決定年月日　平成23年７月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第２８１号
北九州市八幡西区陣山２丁目１番３号
破産者　小山　　聖
１　決定年月日　平成23年７月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第７８４号
札幌市西区琴似２条５丁目４番８号　イシガキハイツ202号
破産者　塩谷　捷司
１　決定年月日　平成23年７月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１７７６号
宮城県宮城郡松島町高城字動伝二21番地の１
破産者　早坂　卓也
１　決定年月日　平成23年７月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１７８８号
仙台市宮城野区岩切２丁目10番13号　ハミルトンハウス弐番館205
破産者　布施　　勇
１　決定年月日　平成23年７月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１８６０号
仙台市青葉区旭ケ丘１丁目40番20号　サンハイツ大泉201
破産者　関哉佐知子
１　決定年月日　平成23年７月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１８６５号
仙台市若林区東七番丁157番地
破産者　川島　　康
１　決定年月日　平成23年７月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第９９号
仙台市青葉区南吉成７丁目８番地の７
破産者　世古　和広
１　決定年月日　平成23年７月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第３４５号
山形県村山市楯岡中町２－５、住民票上の住所山形市南栄町３丁目13番10号
破産者　菊地　憲志
１　決定年月日　平成23年７月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１３号
群馬県太田市大島町342番地２
破産者　河田　**隆**子
１　決定年月日　平成23年７月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所太田支部

平成２３年（フ）第６号
千葉県香取郡多古町多古3657番地２
破産者　加瀬　儀行
１　決定年月日　平成23年７月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２３年（フ）第３９号
千葉県山武市蓮沼ロの3595番地11
破産者　江幡由紀雄
１　決定年月日　平成23年７月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２２年（フ）第９３０号
川崎市麻生区高石４丁目35番11号
破産者　松本　　勉
１　決定年月日　平成23年７月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第１９６号
東京都大田区西馬込２丁目14番２号太陽ハイツ201号、開始決定時の住所川崎市幸区古市場１丁目７番地１
破産者　森下　和彦
１　決定年月日　平成23年７月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係